

令和6年 第11回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和6年11月25日(月)

## 令和6年 第11回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和6年11月25日(月)	開催場所	上里町役場4階協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	坂本 俊雄		議事参与者	
出席した事務局職員	事務局長：岩崎賢二 事務局次長：坂本隆志 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	×
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	×	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	×	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

## 会議進行状況

<p>〔開 会〕</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は農業委員11名、農地利用最適化推進委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和6年第11回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号10番 中久木 大祐委員 議席番号11番 小暮 辰雄委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第33号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>柴崎 久男委員</p>	<p>日程第2 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第4条の説明をさせていただきます。今月は1件になります。 1番ですが上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積は23㎡です。申請地の地目は畑、転用目的は敷地拡張、形態は拡張、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。当該地は平成12年に農地転用済みでしたが、実行されませんでした。しかし既存住宅の合併浄化槽を埋設してしまったことから是正のため申請するものです。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、1番の案件について担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。</p> <p>1番について</p>

<p>日程第3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p>	<p>特に問題はありません。</p>
	<p>坂本 茂委員</p>	<p>質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p>
	<p>柴崎 久男委員</p>	<p>相続が済んでいるならば息子さんの名前で申請すべきではないでしょうか</p>
	<p>議長</p>	<p>相続したのは該当者の母親です。</p>
	<p>議長</p>	<p>他に何か質疑のある方はいらっしゃいますか。</p>
	<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので採決したいと思いますがお異議ございませんか。</p>
	<p>議長</p>	<p>意義なしと認め、申請通り、許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。</p>
	<p>議長</p>	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>日程第3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。1番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 499㎡。地目は畑、権利内容は使用貸借権設定です。転用目的は分家住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻と子の3人世帯で実家で暮らしていますが、生活規模拡大のため住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 前橋市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇〇△△△番地 〇</p>

		<p>〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 面積は386㎡、地目は畑、権利内容は使用貸借権、転用目的は分家住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は、現在官舎で暮らしていますが、実家の隣に住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 499㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は分家住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第1種農地です。譲受人は現在、妻と2人で借家暮らしをしておりますが、将来の事を考え叔父の所有地を購入し、実家近くに住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 浜松市〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積307㎡です。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。当該地は昭和47年に農地転用許可を受け売買により所有権移転がされておりますが住宅建築がされぬまま、地目も畑のままです。譲受人は、現在、妻と子3人で借家暮らしですが、現在の借家では手狭となったため、住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>議 長 それでは事務局から説明がありましたが、1番の案件について順番に、担当地区の委員より現場確認の報告をお願いいたします。</p> <p>荻野好雄委員 1番について問題ありません。</p> <p>柴崎久男委員 2番について問題ありません。</p> <p>坂本茂委員 3番について</p>
--	--	---

<p>日程第4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について</p>	<p>坂本 茂委員</p>	<p>問題ありません。</p> <p>4番について 問題ありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので採決したいと思います、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、申請通り許可相当することに賛成の委員の挙手をお願いしたいと思います。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 1番、2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について説明いたします。今回5条で1度許可になった案件の計画変更でございます。計画者本庄市〇〇〇〇〇〇 株〇〇〇〇 令和5年11月の定例総会で許可相当をいただいた案件です。砂利採取は1年間で許可をいただきますが、天候不順によりきれいに戻すことが難しいとなった場合最大で6か月延長が出来るものです。1番の土地の所在は上里町〇〇〇〇〇〇〇外2筆 地目は畑、面積は6,312㎡、使用目的は砂利採取、申請事由は天候不順等により期間内に完了する事が出来ないため、令和7年2月9日から令和7年8月8日まで6か月の期間延長です。</p> <p>2番、計画者は1番と同じです。土地の所在は上里町〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積は6,044㎡、使用目的は表土置場、搬出入路、申請事由は1番と同じです。</p>

	議 長	質疑のある方は、順次発言をお願いします。
	中久木大祐	砂利採取について、何か月前に皆様にご指導いただきましたが、その際ご指摘いただき観に行ったのですが、1度掘る前にトタンを付けたのですが、そこからまた外されたという事があったのですが、先ほど聞いた話ではトタンを取ったという事は、もう掘らないのかな、何かあったのかなと思うのですが、事務局は何か聞いていますか。今回の様に計画変更ですか
	議 長	それは9月の議案の話でしょうか。この議案ではないですよ。その件についてトタンを外したとかと言う事については事務局に話はありません。農業委員会では審議が終わっていますが、。県の方からは連絡がきていないので、まだ許可になっていないのではないのかなと記憶しております。先月の農業委員会の際に、重機が入っていたよと言うお話をいただきましたが、砂利の採掘前に埋蔵文化財の試掘をするケースがあるようです。いままで試掘をするという連絡をいただいているのですが、今後は試掘前に連絡いただくようにやり方を変えようかなと考えています。今回、試掘のため、トタンを設置したが、許可前なのでトタンを外したという推測が考えられます。
	中久木大祐委員	では、今回の議案のような計画変更ではないという事ですね。わかりました。
	坂本茂委員	前にこの土地の道の使用について地域住民の方と話し合いをされたというのがあったと思うのですが、その後大きな問題があるのかどうか、地元で委員にお聞きしたいのですが。
	清水忠之委員	その後区長等からも特に苦情や要望はきてません。私もあの通りを結構通るのですが私の判断では問題ないと感じております。
	議 長	他にございますか。質疑がないようですので採決したいと思いますがお異議ございませんか。

	議 長	<p>意義なしと認め、申請通り、許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。</p> <p>～挙手全員～</p>
[その他]	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>以上で本日用意しました議案の審議を終了します。続きましてその他について事務局より、説明をお願いします。</p> <p>～その他について～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の定例総会について 12月25日(水) PM1時30分 役場4階協議会室</li> <li>・地域計画について</li> <li>・忘年会について</li> </ul>
[閉 会]	会 長 代 理	<p>全ての日程が終了しました。</p> <p>慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年11月25日

議 長

印

(中久木大祐委員)

署 名 人

印

(小暮辰雄委員)

署 名 人

印